

生徒の皆さんへ

東京都立工芸高等学校長

杉浦 文俊

## 災害時に伴う授業の取り扱いについてのお知らせ

東京地方に自然災害が起こるおそれがある場合は、生徒の安全確保、交通機関の混乱を回避することから、原則下記のようになります。

### 1 台風接近時および大雪の場合

気象台が発表する警報が以下の①から③条件をすべて満たした時、または④・⑤単独でも、当日は臨時休校とし、自宅学習とする。扱いは出席とする。

- ① 警報発表の日時 当日の15時以降
- ② 警報の種類 暴風警報 大雨警報 大雪警報のいずれか1つ以上
- ③ 警報の区域 文京区
- ④ 水道橋付近で、当日の15時以降、神田川等が危険水域に達した時
- ⑤ 特別警報 当日の15時以降、文京区を含む地域

※15時以降のニュースなどを参考にすること。また本校のHPでも発表します。

### 2 台風接近時以外（その他の災害）の場合

以下の項目を参考に、学校が臨時休業を判断します。**臨時休業の場合、16時までに学校から連絡がありますので自宅待機をしてください。連絡のない場合は通常授業です。**臨時休業はHPにも掲載します。

- ① 暴風、大雨及び大雪等の気象庁の注意報や警報が、当日の15時以降、生徒の通学経路上に発表された場合
- ② 生徒の通学経路に関わる主要公共交通機関の運行状況
- ③ 学校周辺の道路の状況
- ④ 学校施設の被害状況

### 3 登校が困難な場合

交通機関の不通、自宅付近・通学経路が自然災害等により、登校が危険および困難な場合は、学校または担任に連絡し自宅学習とする。また、出欠の扱いについても配慮する。